

デジタル庁

○ 告示第四十一号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に對し給付金を支
給することを含む。以下同じ。)(から支給される給付金であつ
て、特別区を含む。以下同じ。)(の支給
に、同令第一条及び令和六年年度物価高騰対策給付金(第一号)(
同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第
二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯、同条第
ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。)、同条第三号ロ
及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準
ずる個人又は世帯に對し給付金を支給することを目的として国
が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金で
あつて、同令第一条各号に掲げるものという。以下同じ。)(
支給に関する情報を含む。)(の管理に関する事務

価高騰等の影響に鑑み、令和六年度高騰支援給付金（原油価格や物
 価高騰等における、東京都台東区から、低所得者世帯を支援する観
 点から支給される東京都台東区以下同じ。）の支給を実施する
 ための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生
 活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に
 関係する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に
 関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給の
 支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都台東区物価高騰支援給付金の支給要件の該当
 性を判定する必要がある者に係
 る道府県民税及び市町村民税並
 るに公的給付支給等口座登録簿
 関係情報に関する情報

四
号) 令和六年度東京都市部黒区物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度目黒区
一般会計補正予算や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度目黒区
を支援する観点から支給される東京都市部黒区から、低所得者世帯
給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に
する情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、公的給
等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一
号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一
号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金
(第一号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

令和六年度東京都市部黒区物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度目黒区
の支給要件の該当性を判定す
る必要がある者に係る道府県民
税及び市町村民税並びに公的給
付支給等口座登録簿関係情報に
関する情報

五
付金（令和六年度東京都区北区エネギ
北区一般会計補正予算に於ける、東
帯を支援する観点から支給される給
支給を実施するたため基礎とする情
関する情報、生活保護関係情報、令
給等口座登録簿関係情報、令和五
第一号）の支給に関する情報、及
務金（第一号）の支給に関する情報
（含む。）の管理に関する事

令和六年度東京都区北区エネギ
・食料品等価格高騰支
金の支給要件の該当性を判定す
る必要がある者に係る道府民
税及び市町村民税並びに公
付支給等口座登録簿関係情報
に関する情報

七
万令和六年度東京都足立区あだち物価高騰支援臨時給付金（三
区一般会計補正予算や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度世
帯を支援する観点から支給される、東京都をいう。以下同じ。）の
支給を実施するため、基礎となる情報（入所等の措置の実施に
関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付
金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事
務

令和六年度東京都足立区あだち
物価高騰支援臨時給付金（三
万）の支給要件の該当性を判定
する必要がある者に係る道府
民税及び市町村民税並びに公
給付支給等口座登録簿関係情
に
関
する
情
報

八

価令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金（原油価格や物
おける、兵庫県西脇市から、低所得者世帯を支援する観点から
支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた
基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保
関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情
報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する
情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する
情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に
関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該
騰を判定する必要がある者に係
性を判定する必要がある者に係
る道府県民税及び市町村民税並
びに公的給付支給等口座登録簿
関係情報に関する情報

令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度福山市一般会計補正予算における、広島県福山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報）の提供、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。